

配偶者控除と課税単位



東京大学名誉教授 神野 直彦

所得税における配偶者控除の改正が、税制改革の課題として浮上している。それは配偶者控除がいわゆる「103万円の壁」を形成し、それが女性の就労、つまり「女性の活躍」を妨げていると指摘されているからである。もちろん、所得税の配偶者控除の改正は、ただちに地方税の住民税の改正に結びつく。

もっとも、現在では配偶者特別控除という消失控除が設けられているため、租税上は「103万円の壁」は存在しない。とはいえ、配偶者控除には「103万円の壁」という現象とともに、「二重の控除」という不公平が存在すると指摘されている。パート世帯などでは、配偶者に基礎控除が設けられているのに、納税者にも配偶者控除が設けられているからである。

こうした配偶者の取り扱いにかかわる問題は、所得税の課税単位を巡る問題として議論されてきた。つまり、「結婚への中立性」や「就労への中立性」という課題として議論されてきたのである。

一般的にいつて所得税の課税単位は、世帯あるいは夫婦単位からスタートする。家族は共同消費をする生活共同体であり、経済力は家族単位で計測すべきだと考えられるからである。ところが、所得税の累進性が強化され、男性も女性も就労するようになると、夫婦単位は「結婚への刑罰」であり、「結婚なき愛」を増長するという批判が巻き起こる。所得のある男性と女性とが結婚すると、夫婦単位では二人の所得が合算されて、高い累進税率が適用されてしまうからである。

そこで二分二乗という合算分割方式の夫婦単位課税が登場する。夫婦の所得を合算した上で、所得を二分してから、累進税率を適用

して、それを二倍して、納税額を決定するという方式である。ところが、この方式では無所得や少額所得の配偶者と結婚すると、納税額を減少させることができる。そのため二分二乗方式は、「結婚へのギフト」であり、「愛なき結婚」を増長するという批判が巻き起こることになる。

もちろん、個人単位であれば、「結婚への中立性」が実現する。日本では第二次大戦後、シャープ勧告によって個人単位が導入されているので、「結婚への中立性」が確保されていることになる。しかし、個人単位は農家や中小工業者のような自営業の共働き世帯を重課してしまう。

夫と妻が別々の職場に就労する共稼ぎ世帯に対して、夫も妻も共同で生産労働に従事する共働き世帯は、所得を共同で稼得している。ところが、個人単位のもとでは、夫か妻かいずれか一方の所得として課税されることになる。そのため個人単位のもとでは共働き世帯に、高い累進税率が適用されてしまうのである。

シャープ勧告にもとづいて個人単位が導入された頃には、共働き世帯が圧倒的であった。そのため共働き世帯に重い負担を強いる個人単位への反発が激しく、1952年（昭和27年）に青色申告者に、1961年（昭和36年）には白色申告者に対しても、専従者控除が認められることになる。

専従者控除を導入したということは事実上、自営業者の所得を夫婦で分割したことになる。夫婦共同で生産労働も家事労働も営む共働き世帯に、所得分割が認められて、負担が軽減されると、夫が生産労働を、妻が家事労働と分業して担う片稼ぎ世帯から不満が高まる。

つまり、片稼ぎ世帯にも所得分割を認め、二分二乗のような合算分割方式を求める声が強まってくる。そのため高度成長期に、共働き世帯が減少し、片稼ぎ世帯が増加していくとともに、配偶者控除が設けられて拡大するだけでなく、1987年（昭和62年）には配偶者特別控除まで導入されたのである。

こうして日本では、個人単位であるにもかかわらず、配偶者を手厚く配慮した控除が存在することになる。一般的に個人単位であれば、家族的配慮の控除は弱くなる。実際、個人単位を導入しているスウェーデンでは、配偶者控除も扶養控除も存在しない。そのため片稼ぎ世帯よりも共稼ぎ世帯が増加していくようになると、日本でも配偶者控除の廃止論が高まってきたのである。

こうした課税の公平を考える上での導き星として、オールドマン＝テンブルの三原則がある。

第一の原則は、「共同消費」の原則といてよい。夫婦は共同消費をするので、独身者の所得と、夫婦の所得合計が同額であれば、後者を軽課しなければならないという原則である。そうだとすれば、個人単位であっても、結婚によって経済力が減少するので、配偶者控除などの軽課措置が必要ということになる。

第二の原則は、「規模の経済」の原則といてもよい。夫婦は「共同消費」をするけれども、この「共同消費」には「規模の経済」が働く。結婚前にはテレビを別々に2台所有していても、結婚後には1台で済むということを想起すればよい。そうすると、結婚前と結婚後の二人の所得が同額であれば、結婚前よりも結婚後を重課するということになる。合算非分割の夫婦単位は、この原則を充足するけれども、それ故に「結婚への刑罰」だと批判され、「結婚への中立性」を満たさないことになる。

第三の原則は、「分業の利益」の原則といてよい。共働き夫婦も共稼ぎ夫婦も、夫も妻も生産労働するとともに、家事労働をもする。しかし、片稼ぎ世帯は夫が生産労働に特化し、妻が家事労働に特化するため、「分業の利益」

が働くことになる。そうだとすれば、所得が同額の場合には共働き世帯や共稼ぎ世帯よりも、片稼ぎ世帯を重課しなければならないことになる。この原則は個人単位であれば満足させることができる。

合算非分割の夫婦単位は片稼ぎ世帯の実態を、二分二乗の合算分割の夫婦単位は共働き世帯の実態を、個人単位は共稼ぎ世帯の実態を、それぞれ反映しているといえる。とはいえ、いずれの課税方式もオールドマン＝テンブルの三原則すべてを満たすことはできない。「二重の控除」を解消するために、配偶者控除を見直して、納税者の配偶者が使い残した基礎控除を、納税者に移転して控除するという移転的基礎控除に改めるといふ提言もある。しかし、この課税方式は夫婦単位を想定している。

現行で既に個人単位が導入されていることに加え、共稼ぎ世帯が主流になりつつあることを考えれば、個人単位を純化していく方向を改革の基本とすべきである。個人単位を純化していくと、配偶者控除の廃止ということになるけれども、オールドマン＝テンブルの第一原則を考慮すると、基礎控除と同額にまで拡大されている配偶者控除を縮小していく方を模索すべきであろう。

著者略歴

神野 直彦（じんの・なおひこ）

1946年埼玉県生まれ。東京大学経済学部卒業後、日産自動車を経て同大学大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学助教授、同大学・大学院教授、関西学院大学・大学院教授等を経て、現在、地方財政審議会会長、東京大学名誉教授。

専攻は財政学・地方財政論。

著書に『「分かち合い」の経済学』（岩波書店）、『希望の島』への改革—分権型社会をつくる—（NHK出版）、『地域再生の経済学』（中央公論新社・2003年度石橋湛山賞受賞）、『財政学』（有斐閣・2003年租税資料館賞受賞）、『人間回復の経済学』『教育再生の条件』（岩波書店）、『財政のしくみがわかる本』（岩波ジュニア新書）、『税金常識のウソ』（文春新書）等がある。